

令和7年度

向日市の教育



中学生職場体験



小学生陸上運動交歓記録会



天文館出前講座「月の満ち欠け」



作って学ぼう 古代のみやこ・長岡京



中学生英語スピーチ大会



ふるさと学習(稲作体験)



能楽師による伝統文化体験



物集女城跡国史跡記念シンポジウム



異年齢交流
(中学生による幼稚園訪問)

向日市教育委員会

令和7年度 指導の重点

新しい時代を拓く「自立・協働・人権尊重」の教育の推進

現代は将来の予測が困難な時代であり、社会や経済の先行きに対する不確実性はこれまでになく高まっている。その中で、個人と社会のウェルビーイング※を実現していくためには、社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成が必要とされている。

また、少子化・人口減少や高齢化、グローバル化の進展と国際的な地位の低下、地球規模の課題、子どもの貧困、格差の固定と再生産、地域間格差、社会のつながりの希薄さなどは、社会の課題として継続的に掲げられてきた。さらに、グローバル化やデジタルトランスフォーメーションは労働市場に変容をもたらしており、これからの時代の働き手に必要となる能力は変化している。AIやロボットによる代替が困難である、新しいものを創り出す創造力や他者と協働してチームで問題を解決するといった能力が今後も一層求められることが予想されている。人づくりを担う教育もまた、多様な価値観と多様な学びが広がる中で、学校の意義や学ぶことの意義を改めて問われるようになった。

こうした状況に対応するため、自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材を育成していくことが極めて重要であり、一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現が求められている。

本市においては、新しい時代にたくましく生き、ふるさと向日市から世界に羽ばたき、社会と地域の発展に貢献できる人間が育つ地域づくりを目指し、人権尊重を基盤として、時代の進展に対応した教育を進めているところである。また、市民が生涯にわたって、学習・文化・スポーツ活動が続けることができる総合的な環境の整備・充実に努めている。

向日市の教育は、学校教育と社会教育の連携・融合の視点を大切にし、「自立」と「協働」、「人権尊重」をキーワードとして市民の信託と期待に応える教育を推進することを目指すものである。

※ウェルビーイング 身体的・精神的・社会的によい状態にあること。生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含む。

自立

一人一人が多様な個性・能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り開いていく。

協働

新たな価値を創造することを目指し、個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かして、ともに支え合い、高め合い、社会に参画する。

人権尊重

人権という普遍的文化を生活の中に根付かせるため、一人一人の尊厳と人権が尊重される社会の実現を目指し、豊かな人権感覚、人権を尊重する態度と実践力をはぐくむ。

向日市の特色を生かした教育活動

- ふるさと向日市への愛着と誇りをはぐくむ学習
(地域の歴史と文化を学ぶ機会の充実、生涯学習の振興)
- あいさつからはじまる豊かなコミュニケーション
(コミュニケーション能力の育成、地域社会との連携・協働)

学校教育指導の重点

現行の学習指導要領においては、これからの時代に必要となる資質・能力の育成と学習評価の充実を図り、生きて働く知識・技能の習得、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等、学んだことを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等をバランスよく育成することとしている。

本市では、「第3次ふるさと向日市創生計画」や「第2期京都府教育振興プラン」、京都府教育委員会の「学校教育の重点」を踏まえ、本市教育委員会の「学校教育指導の重点」を策定し、学校教育活動の充実・発展に努めるとともに、重点課題を明確にし、その課題解決を図っている。

このため、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と地域社会が共有し、連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程の実現」※を図るとともに、子どもたち一人一人を大切に、誰一人取り残すことのない教育を推進する。

豊かな学びの創造と 確かな学力の育成	<ol style="list-style-type: none">1 基礎的な知識・技能の習得2 活用する力(思考力・判断力・表現力等)の育成3 主体的に学習に取り組む態度の育成
豊かな人間性の育成と 多様性の尊重	<ol style="list-style-type: none">1 人権教育の推進2 道徳教育の推進、体験活動や読書活動の充実3 障がいのある子どもの自立や社会参加を目指した特別支援教育の充実4 いじめや暴力行為の防止対策の充実5 不登校の子どもへのきめ細やかな支援の充実
健やかな身体の育成	<ol style="list-style-type: none">1 体力・運動能力の向上2 健康的な生活習慣の確立と健康課題への対応3 食育の推進
学びを支える安心・安全な 教育環境の充実	<ol style="list-style-type: none">1 安心・安全を守る学校危機管理の充実2 教職員の資質能力の向上3 教職員の働き方改革の推進4 魅力ある学校づくり
学校・家庭・地域の連携・協働 による学校の教育力の向上	<ol style="list-style-type: none">1 社会に開かれた教育課程の実現2 社会の担い手として生きる力をはぐくむ教育の推進

※「社会に開かれた教育課程の実現」

教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にし、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくこと。

豊かな学びの創造と確かな学力の育成

- 児童生徒が学ぶことの意義や楽しさを感じられる多様な学びの実現に努めるとともに、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行い、確かな学力※₁をはぐくむ教育を推進する。

※₁ 確かな学力

基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得をはじめ、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等や主体的に学習に取り組む意欲・態度を統合した力

1 基礎的な知識・技能の習得

2 活用する力(思考力・判断力・表現力等)の育成

3 主体的に学習に取り組む態度の育成

- (1) 「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善
- (2) ICT を効果的に活用した授業の実施
- (3) 小中の接続を重視した外国語教育の実施
- (4) 学力向上プログラムに基づく検証・改善サイクルの確立と学習指導の改善・充実
- (5) 個に応じた指導の充実による基礎学力の定着
- (6) 家庭との連携による発達段階に応じた学習習慣の確立
- (7) コミュニケーション能力や自尊心、社会性など非認知能力※₂の向上に向けた取組の充実
- (8) グローバル化に対応できる人材の育成
- (9) 地域の歴史や我が国の伝統・文化等を学ぶ機会の充実
- (10) ふるさと向日市への愛着と誇りをはぐくむ「ふるさと学習」の充実
- (11) 教育課程に芸術・文化活動を適切に位置付けて実施
- (12) 主体的な進路選択と希望進路実現のための進路指導の充実
- (13) 中学生英語スピーチ大会を学習成果の発表の機会と捉え、教育課程に位置づけた計画的な取組の推進

※₂ 非認知能力

コミュニケーション能力や自尊心、社会性など、数値で示すことが困難とされる力

特に配慮すべき事項

- (1) ・学ぶ意義や楽しさを感じられるよう配慮
・課題解決型の授業
- (2) ・1人1台端末を活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実施
・情報活用能力の育成
- (3) ・ALT(外国語指導助手)の積極的な活用
・小中や小小の連携強化による学習指導の充実
- (4) ・児童生徒の学力の客観的な状況把握
- (5) ・「子どものための京都市少人数教育」を踏まえた指導充実
- (9)(11)・専門家等による指導や芸術作品の鑑賞等の機会の充実
- (10)・ふるさとの伝統や文化を学び、発信することができる取組の推進
・地域人材の活用
・市内各施設・史跡等の活用
- (12)・各高等学校の特色を踏まえた中高の一層の連携
- (13)・英語検定チャレンジ事業を活用し、英語への関心や学習意欲の一層の向上

豊かな人間性の育成と多様性の尊重

- 一人一人の尊厳と人権が尊重され、個性の違いや多様性を認め合い、主体的に行動し、自らの能力を最大限に発揮することができる教育を推進する。
- 多様な考えや価値観に触れることを通じて、人を思いやり尊重する心を育てるとともに、自らの考えや思いを伝えながら感性や情緒、創造力や表現力をはぐくむ。
- すべての児童生徒が安心して通うことができ、楽しく過ごすことができる学校づくりに取り組む。

1 人権教育の推進

2 道徳教育の推進、体験活動や読書活動の充実

3 障がいのある子どもの自立や社会参加を目指した特別支援教育の充実

4 いじめや暴力行為の防止対策の充実

5 不登校の子どもへのきめ細やかな支援の充実

- (1) 「京都府人権教育・啓発推進計画(第2次)」及び「第2次向日市人権教育・啓発推進計画」を踏まえた人権教育の推進
- (2) 同和問題(部落差別)を人権問題の重要な柱として位置づけた体系的・計画的な人権学習の充実
- (3) 人権学習に関する公開授業の実施と家庭・地域社会への啓発
- (4) 道徳教育推進教師を中心とした、全教育活動における道徳教育のさらなる充実
- (5) 子どもの自立心や自律性、人を思いやり生命を大切にすることをはぐくむ授業の充実
- (6) 家庭・地域社会と一体となった道徳的実践の環境づくり
- (7) 社会奉仕活動、自然体験活動などの体験活動の充実
- (8) 読書活動を通じた創造力・表現力等の育成
- (9) 読書活動を支える学校図書館機能の充実
- (10) 特別支援教育コーディネーターを中心とする校内体制の充実
- (11) 個別の指導計画に基づく学習指導の充実と個別の教育支援計画の活用
- (12) 授業のユニバーサルデザイン化など一人一人を大切にしたい指導の充実
- (13) 向日市いじめ防止基本方針に基づく組織的な対応による、いじめの未然防止・早期発見・早期対応の徹底
- (14) 組織的・計画的な生徒指導・教育相談の充実
- (15) 規範意識の醸成や異年齢交流活動など「自己有用感」をはぐくむ取組の充実
- (16) 不登校の児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立する支援の充実
- (17) 幼保小、小中の校種間連携の充実

特に配慮すべき事項

- (1) ・普遍的視点と個別的視点からのアプローチによる指導
- (2) ・「部落差別の解消の推進に関する法律」等の法律を踏まえ、インターネット社会の中で多様化・複雑化する人権問題の解決に向けた人権学習の充実
- (4) ・道徳教育推進体制の充実及び全体計画や年間指導計画、指導方法の工夫改善
・『《道徳教育の進め方》京都市ハンドブック』等の活用
・小中学校道徳実践交流会の充実
- (9) ・学校図書館支援員の活用
・学校図書館ボランティア、公立図書館との連携
- (10) ・コーディネーター連絡会議の充実
・教育相談員や支援員の積極的・効果的な活用
- (12) ・特別な支援を要する児童生徒を含め、すべての児童生徒が「わかる・できる」授業づくり
・地域人材やボランティアを活用した補充学習の充実
- (13) ・いじめの未然防止に向けた児童生徒の自尊心や社会性等をはぐくむ教育
- (14) ・小中や小の小の連携強化による生徒指導等の充実
- (15) ・非行防止教室、薬物乱用防止教室の実施
- (16) ・教育相談事業等の効果的な活用(巡回・来所・電話相談、ひまわり広場(旧適応指導教室)、スクールソーシャルワーカー、心の相談サポーター、スクールカウンセラー等の配置)
- (17) ・幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた、幼児と児童の交流の機会や幼保小指導者による合同の研究機会の充実

健やかな身体の育成

- 生涯を通じて体育・スポーツ活動に親しむ能力と体力の向上を図る。
- 知育・徳育・体育の基礎となる食育の推進とともに、現代的な健康課題への理解を深める等、健やかな身体の育成を図る。

1 体力・運動能力の向上

2 健康的な生活習慣の確立と健康課題への対応

3 食育の推進

- (1) 体力・運動能力の向上に向けた、体力づくりの取組の充実
- (2) 『運動部活動指導ハンドブック』を活用した運動部活動の充実と指導方法の工夫改善
- (3) 中学校部活動の地域移行に向けた検討
- (4) 外あそび等の奨励による子どもの心身の発達や社会性の育成
- (5) 家庭との連携による基本的な生活習慣の確立を図る取組の充実
- (6) 生涯を通じて心身の健康を適切に管理し、改善していくための教育の充実(喫煙・飲酒・薬物乱用防止、感染症対策、メンタルヘルス、性教育等)
- (7) 学校給食を通じた食に関する指導の充実による食育の推進
- (8) 地場産品の活用と地域の食文化を尊重する心の育成

※ 「スポーツどころ」

「感動」「楽しみ」「向上」「健康」「挑戦」「つながり」「公正」といった、人々が日々の生活の中で「よしっ!」「さあ!」「やってみよう!」という前向きで積極的な心の有り様の総称

特に配慮すべき事項

- (1)・新体力テストの結果活用
・「京の子ども元気なからだスタンダード」等を活用した授業や取組の推進
・「スポーツどころ※」をはぐくむ教育の推進
- (2)・「向日市部活動指導方針」に基づく取組の推進
- (3)・中学校部活動の地域移行に向けた部活動指導員の活用や、市内のスポーツ団体等と協議
- (5)・「早寝・早起き・朝ごはん」の取組等の推進
- (6)・専門機関と連携し、系統的、総合的な指導
・「生命(いのち)のがん教育」の活用
- (7)(8)
・栄養教諭・栄養士による授業の充実
・小中学校9年間を見通した食育の推進

学びを支える安心・安全な教育環境の充実

- 自然災害や事故などの多様な危機から子どもを守り、いかなる事態においても子どもたちの学びを止めない危機管理体制を整備する。
- すべての子どもが将来に夢や希望をもって成長していけるように、学びと生活の支援が充実した居場所としての学校づくりに取り組む。
- 強い使命感と高い専門性を持つ教員の育成を図り、児童生徒が、明るくいいききと学ぶ魅力ある学校づくりを目指す。
- 子どもの豊かな成長を支える教職員の資質能力の向上を図る。

1 安心・安全を守る学校危機管理の充実

2 教職員の資質能力の向上

3 教職員の働き方改革の推進

4 魅力ある学校づくり

- (1) 災害時や新たな感染症の流行等の非常時においても、児童生徒が安心して学べる学習の保障
- (2) 危機対応能力（自ら判断し、自ら行動する力）を育成するための安全教育の充実
- (3) 交通安全指導の徹底（自転車の安全な利用、PTA・地域社会と連携した登下校の安全確保）
- (4) 防災、生活の安全等に関する安全管理の一層の徹底
- (5) 本市教育委員会指定研究制度等を活用した、特色ある教育活動の推進
- (6) 教職員の資質能力の向上に向けた、多様な教職員研修の充実
- (7) 教育の質の向上と子どもたちの豊かな成長を目指す「教職員の働き方改革」の推進

特に配慮すべき事項

- (1)・感染症対策の徹底
・オンラインによる学習支援の充実
- (3)・自転車運転免許教室の実施など
- (4)・学校安全計画、危機管理マニュアル、学校防災計画の定期的な検証と改善
・京都府安全教育の手引き『いのちを守る知恵をはぐくむために』を踏まえた安全教育の計画的な実施
- (6)・全教職員対象の研修会の実施
・『教員等の資質能力の向上に向けて』を手掛かりに計画的かつ効果的な取組
・『コンプライアンスハンドブック』の活用
・人権教育に関する実践力・指導力の向上と人権意識の高揚を図る人権研修の実施
・子ども未来づくり支援事業等の効果的な活用
- (7)・共同学校事務室業務の充実及び学校業務改善の推進

学校・家庭・地域の連携・協働による 学校の教育力の向上

- 保護者や地域社会と連携・協働しながら、未来の創り手となる子どもの資質能力をはぐくむ「社会に開かれた教育課程」の実現を目指す。
- 次代の社会の担い手としての責任を自覚し、現代社会が抱える課題に関心をもって、主体的に社会参画できる資質と能力をはぐくむ。

1 社会に開かれた教育課程の実現

2 社会の担い手として生きる力をはぐくむ教育の推進

- (1) 学校評価の充実と学校の組織としての教育力の向上
- (2) 家庭・地域社会への積極的な情報発信
- (3) コミュニティ・スクール[※]の展開
- (4) あいさつが交わされるまちづくりの推進
- (5) 環境や情報などに係る現代的課題に対する関心や理解を深める教育の充実
- (6) 国や社会の問題を自分の問題として捉え、主権者として自ら判断し行動できる資質能力の育成
- (7) キャリア教育の視点を明確にした教育活動の推進

※ コミュニティ・スクール

地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みとして、学校運営協議会制度を導入した学校

特に配慮すべき事項

- (1)・学校目標達成のためのPDCAサイクルの確立
- (2)・学校だよりやホームページを活用
- (3)・学校運営協議会の開催
- (5)(6)
・情報モラル教育の充実
・新聞等の効果的な活用
・持続可能な社会づくりの担い手をはぐくむ環境教育の充実
- (7)・職場体験活動など地域社会と連携した体験的な学習の充実

社会教育指導の重点

社会教育においては、「第3次ふるさと向日市創生計画」、「第2期京都府教育振興プラン」、京都府教育委員会「社会教育を推進するために」、「向日市スポーツ推進計画」を踏まえ、市民の様々な学習・文化・スポーツ需要に応え、生涯の各時期における多様な活動機会の拡充や主体的な学習活動の支援など、市民が生涯にわたって学び続けることができる学習環境の総合的な整備・充実に努める。

さらに、一人一人の尊厳と人権が尊重される社会の実現に向け、「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」及び「第2次向日市人権教育・啓発推進計画」を踏まえ、学校・家庭・地域社会で人権教育、啓発の取組を推進する。

生涯学習環境の充実	1 生涯学習の振興 2 社会教育施設における学習機会の充実
家庭・地域社会の教育力の向上	1 家庭の教育力の向上 2 地域社会の教育力の向上
人権教育・啓発の推進	1 人権教育の推進
スポーツの推進	1 スポーツ活動の推進
歴史・文化資源の整備と活用	1 文化財の保護と活用

生涯学習環境の充実

市民が生涯にわたり、多様な学習活動を行うことができるよう、主体的な学習活動を支援するとともに、学習機会の提供及び学習の成果を活かす場や機会の充実に努める。

1 生涯学習の振興

- (1) 生涯の各時期に応じた学習機会の提供と学習活動の支援
- (2) 生涯学習・社会教育における指導者の養成
- (3) 社会教育関係団体との連携・協力
- (4) ボランティア活動を推進する機運の醸成
- (5) 図書館、文化資料館などの施設ボランティアの活動の支援と協働

特に配慮すべき事項

- (1) ・ふるさと向日市の歴史を活かした講座など多様な学習機会の提供

2 社会教育施設における学習機会の充実

- (1) 学校教育活動で積極的に活用してもらうための学習プログラムの開発
- (2) 社会教育施設や他の行政機関との連携による、生涯学習施策の総合的な推進

特に配慮すべき事項

- (3)・社会教育施設（公民館、図書館、文化資料館、天文館）の特に配慮すべき事項は、以下のとおり

- (3) 施設の特徴を活かした学習機会と学習成果を活かした活動の充実

<公民館>

・現代的課題に関する学習機会の充実と地域づくりの担い手の育成

<図書館>

・施設における蔵書構成やレファレンス※機能の充実
・インターネットサービスや電子書籍サービス等の提供による利便性の向上

※レファレンスとは、図書館で、資料・情報を求める利用者に提供される、文献の紹介・提供などの援助

<文化資料館>

・向日市を中心とした地域に関する歴史・文化資料の収集・保管と展示・講座等での積極的な活用及びデジタルシステムを使った情報発信の拡充

<天文館>

・プラネタリウム投影と天文現象に応じた観望会や専門家による天文学講座・教室を開催し、天文学習施設としての機能を充実

家庭・地域社会の教育力の向上

家庭教育はすべての教育の出発点であり、その担い手である保護者自身が学ぶための学習機会の充実に努める。また、学校・家庭・地域社会が様々な活動を通して地域の絆を強めるとともに、よりよい社会を創るという目標を共有した上で連携・協働し、地域全体で子どもたちをはぐくむ環境づくりを推進する。

1 家庭の教育力の向上

- (1) 豊かな心をはぐくみ、家庭の教育力を高めるための学習機会の充実
- (2) 基本的な生活習慣の重要性や現代的課題※についての理解の促進
- (3) PTA活動の充実と保護者が参加しやすい環境づくりに向けた支援
- (4) 子どもが読書に親しみ、読書習慣を身につけることができる取組の充実

特に配慮すべき事項

- (1)・就学前からの子どもの家庭教育に関する学習機会の提供
 - (2)・PTAと連携を図り、「早寝・早起き・朝ごはん」など基本的な生活習慣の重要性や、現代的課題への理解促進に向けた取組を推進
- ※ インターネット・SNSなどの正しい利用、危険ドラッグや大麻等の薬物乱用など

2 地域社会の教育力の向上

- (1) 地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的な推進
- (2) 放課後児童の安全・安心な居場所の確保や体験学習を行う「京のまなび教室推進事業」の充実
- (3) 地域の青少年健全育成団体等と連携し、体験活動を推進
- (4) 学校・家庭・地域社会及び関係団体との連携による、子どもの健全育成と安全を守る活動の推進
- (5) 社会教育指導者及び社会教育関係職員の研修機会の充実

- (4)・地域の青少年健全育成団体等と連携を図り、「安全見守りパトロール」、「あいさつ運動」及び現代的課題への理解促進に向けた取組を推進

人権教育・啓発の推進

市民が生涯のあらゆる場や機会を通じて、人権尊重の理念や、同和問題など様々な人権問題についての正しい理解と認識を深めるとともに、実践につながる主体的な学習活動の促進と、その啓発に努める。

1 人権教育の推進

- (1) あらゆる人権問題に対し、豊かな人権感覚を持ち、幸せな社会生活を営めるよう、人権意識の高揚のための取組の充実
- (2) 高齢者や障がいのある人が社会活動に積極的に参加しやすい環境づくりの推進

特に配慮すべき事項

- (1)・「部落差別の解消の推進に関する法律」等差別のない社会の実現をめざした法律を踏まえ、社会教育関係職員及び関係団体指導者が人権問題を学習する機会の充実
 - ・ 関係機関・団体等と連携した総合的な取組による、人権に関する多様な学習活動の推進
 - ・ 障がいのある人について、正しい理解と認識を深めるための学習機会の充実

スポーツの推進

スポーツを「する」「みる」「ささえる」※を通じたスポーツ人口の拡大を目指し、市民が健康で心豊かに暮らせるよう、市民一人一人のライフステージに応じたスポーツ活動の推進とスポーツに親しめる環境の充実を図る。

※「する」「みる」「ささえる」 文部科学省策定「スポーツ基本計画」で提唱

1 スポーツ活動の推進

- (1) 子どもから高齢者まで、障がいのある方もない方も、気軽に参加できるライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- (2) 超高齢社会において健康で自立した生活を送れるよう、健康寿命の延伸に向けた取組の推進
- (3) スポーツを楽しめる環境づくりの推進
- (4) 「スポーツを通じたまちづくりに関するフレンドシップ協定」による市民の体力向上に向けた取組の充実

特に配慮すべき事項

- (1)・公益財団法人向日市スポーツ文化協会等との連携によるスポーツ活動の推進及びスポーツ実施率の向上を図る取組の充実
- (2)・高齢者をはじめ多くの方が、日常的な運動による健康の維持、体力の向上を図ることができる機会の充実
- (3)・総合型地域スポーツクラブ「ワイワイスポーツクラブ」への支援
 - ・ 学校体育施設の利用促進

歴史・文化資源の整備と活用

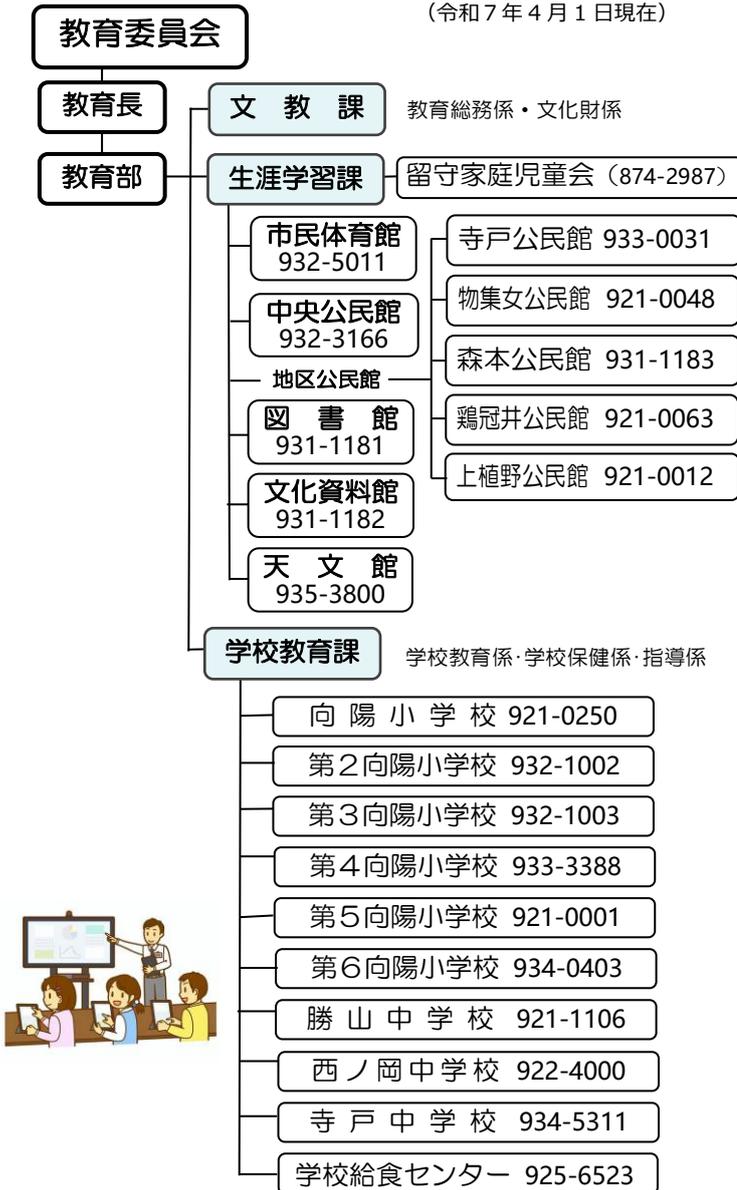
文化財の保護及び積極的な整備や活用に努め、歴史・文化資源を未来に継承する。

1 文化財の保護と活用

- (1) 史跡長岡宮跡や史跡乙訓古墳群等の歴史・文化遺産の調査・保存・整備と、その普及・啓発及び活用の促進

向日市教育委員会組織図

(令和7年4月1日現在)



向日市教育委員会

〒617-8665 京都府向日市寺戸町中野 20 番地
TEL (075) 874-2998 FAX (075) 931-2555

図書館

向日市に住んでいる方、在学・在勤している方
ならどなたでも借りることができます。

開館時間

- ・午前 10 時～午後 6 時
- 返却だけのご来館の場合、ブックポスト
をお使いください (24 時間利用可能)

休館日

- ・月曜日 (休日の場合は開館し、直後の平日を休館)
- ・資料整理日 (毎月 1 日/ただし、土・日・月・休日の場合は直後の平日)
- ・特別整理期間 (不定期)
- ・年末年始 (12 月 28 日～1 月 4 日)
- ・特別警報、暴風警報発令等の場合



ホームページ



LINE

文化資料館

古代の都・長岡京について常設展示し、また向日
市を中心に乙訓地域の古文書や民具などを収集・
整理して、大切な文化遺産を未来に伝える役割を
果たしています。

開館時間

- ・午前 10 時～午後 6 時
(入館は午後 5 時 30 分まで)

休館日

- ・月曜日
(休日の場合は開館し、直後の平日を休館)
- ・資料整理日 (毎月 1 日/ただし、土・日・月・休日の場合は直後の平日)
- ・年末年始 (12 月 28 日～1 月 4 日)
- ・特別警報、暴風警報発令等の場合



ホームページ

天文館

天文館には、定員 80 人のプラネタリウム室と口
径 40 cm の反射望遠鏡が設けられているドーム型
天体観測室とを備えています。

開館時間

- ・午前 9 時 30 分～午後 5 時 30 分
(入館は午後 5 時まで)

休館日

- ・毎週月・火曜日
- ・国民の祝日・休日、機械調整日
- ・年末年始 (12 月 27 日～1 月 4 日)
- ・特別警報、暴風警報発令等の場合



ホームページ

教育相談はこちらへ

児童生徒や保護者を対象に、不登校やいじめ等をはじめとした学校教育や子育てに関する
問題の解決を図るため、教育相談を行っておりますので、お気軽にご相談ください。



●学校教育や子育てについて

スクールホットライン

- ・教育委員会学校教育課内
- ・月～金 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
- ・TEL (075) 931-6060

●小中学生自身の悩みや子育ての悩みについて

教育相談員

- ・教育委員会学校教育課内
- ・火・木 午前 10 時～午後 4 時 (休憩時間含む)
- ・TEL (075) 874-2998

●不登校児童生徒のための自立支援について

スクールカウンセラー

- ・向陽小学校及び各中学校に配置
- ・お問い合わせは、在籍している小・中学校へ連絡してください。

●子どもの発達や障がいについて

ひまわり広場

- ・中部防災拠点 2 階に開設
- ・月～金 午前 9 時 30 分～正午
- ・TEL (075) 874-2998 (学校教育課)

●障がいのある児童生徒の就学及び教育的支援について

通級指導教室

- ・各学校に設置
- ・お問い合わせは、在籍している保育所・幼稚園等、小・中学校へ連絡してください。

教育支援委員会

- ・お問い合わせは、在籍している保育所・幼稚園等、小・中学校へ連絡してください。

